

市第58号議案 横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正

1 提案理由

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の改正を契機に、附属機関である福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）等の検討結果を踏まえ、「横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月市条例第90号。以下「条例」という。）」の一部を改正します。

2 検討の経過

- ・令和3年6月 障害者差別解消法の改正（令和6年4月1日施行。民間事業者による合理的配慮の提供^(※1)義務化など）
- ・令和4年12月～福祉のまちづくり専門委員会（推進会議の下部組織。以下「専門委員会」という。）を設置し、条例改正の方向性などを検討
- ・令和6年6月 専門委員会から「横浜市福祉のまちづくり条例改正に関する意見書」提出

<意見書の主な内容>

- ・ハードとソフト両面のバリアフリーを推進し、共生社会の実現を目指すべき
- ・社会的障壁^(※2)を除去するために必要な合理的配慮の提供を的確に行うため、環境の整備について規定すべき
- ・公共施設の整備計画等で当事者参画を推し進めるべき。

- ・令和6年8月～9月 意見書を踏まえ、条例改正の方向性についてパブリックコメント実施
- (※1) 合理的配慮の提供…障害者等から要請があった際に、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を解消すること
- (※2) 社会的障壁……日常生活や社会生活を営む上で障害者等にとって障壁となるような、物理的なバリア（段差や狭い通路など）、制度的な制約（特定のサービスや支援の不足）、社会的な偏見や誤解など

3 改正の概要

障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたこと等を契機に、条例に明確に規定されていない事項の追加等を行います。

(1) 障害者差別解消法など関連法の理念や考え方の反映（第1条）

条例の目的を「人間性豊かな福祉都市の実現」から「横浜に関わる全ての人が相互に人権と尊厳を尊重する共生社会の実現に資すること」に表現を改めます。

(2) 合理的配慮の提供を的確に行うための環境整備（第3条、第4条）

本市および事業者の責務を「措置を講ずる」から「社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずる」に改めます。

(3) 共生社会の実現に係る用語の定義、取組の追加（第2条、第18条）

社会的障壁の定義のほか「市長は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設の整備計画を策定する場合は、高齢者、障害者等その他市長が認める者が参画する機会を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。」を追加します。

4 施行予定日

令和7年4月1日

【参考】パブリックコメントの実施結果

意見募集期間	令和6年8月7日から令和6年9月5日まで	
意見提出者数	19名	
意見総数	43件	
意見内容	福祉のまちづくり推進事業に関する御意見	18件
	福祉のまちづくりの広報啓発に関する御意見	12件
	条例改正の方向性に対する賛成意見	5件
	その他御意見	8件
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・ 共生社会の実現を目指すのであれば、さまざまな立場の方々の声を聴くべき・ 社会の変化に合わせて、条文の見直しをすることは必要。ただし、条例の内容が変わっても条例そのものについて知らなければ意味がない・ 障害を解消する責任は社会にあるという考えに基づく社会モデルの必要性やその観点で施策を進めていくことが重要	